

港区行政手続条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続法」の一部改正を踏まえ、聴聞等の通知に係る公示送達の方法を変更するものです。

【法令改正の背景】

令和 4 年 6 月、国のデジタル臨時行政調査会により「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、行政による代表的なアナログ規制^{※1}の見直しが必要であるとされました。これを踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、書面掲示規制の見直しとして、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達^{※2}をインターネットによる公表等により行うこととする行政手続法の改正が行われました。

※1 代表的なアナログ規制として、「目視」「定期検査・点検」「実地監査」「常駐・専任」「書面掲示」「対面講習」「往訪閲覧縦覧」の 7 項目が挙げられています。

※2 公示送達とは、送達すべき書類について名宛人の所在が明らかでない場合等において、送達に代えて所定の掲示場に一定期間掲示することで法的に到達したものとみなす制度をいいます。

【条例改正の内容】

①名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知における公示送達の方法として、区規則で定める方法（インターネットによる公表を想定）に加え、掲示場での掲示等により行うこととします。

②その他規定の整備

【施行期日】

令和 8 年 5 月 2 1 日